

ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは
環境課環境係 (☎880-6557) まで

- 次の点を必ず守ってごみを出してください。
 - ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
 - ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
 - *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋を出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日 曜	地 区
11/2 月	十市(南部)、天行寺、成合
3 火	片山、里改田
4 水	浜改田
5 木	久枝(開田を除く)、下鳥、前浜
6 金	立田
7 土	田村
9 月	下啗内、物部、久枝(開田)
10 火	稲生
11 水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
12 木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
13 金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大塚団地
14 土	篠原、明見
16 月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
17 火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
18 水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
19 木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西鳥、古市
20 金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
21 土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
23 月	国分、比江、左右山、岩村
24 火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
25 水	中鳥、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
26 木	久礼田、植田
27 金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
28 土	十市(北部)、緑ヶ丘
12/1 火	片山、里改田
2 水	浜改田
3 木	久枝(開田を除く)、下鳥、前浜
4 金	立田

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
11月2日・16日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
11月3日・17日 (第1・3火曜日)	下鳥、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月4日・18日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月9日・23日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月10日・24日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西鳥、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下啗内
11月11日・25日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中鳥、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月1日・15日 (第1・3火曜日)	下鳥、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町

★カン・金属類の収集

日 曜	地 区
11/2 月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
3 火	領石、植野、久礼田、植田
4 水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
5 木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原、明見、伊達野
6 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
7 土	中鳥、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
9 月	十市(南部)
10 火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
11 水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
12 木	立田、田村
13 金	後免町、野田
14 土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西鳥、古市
16 月	片山、里改田、浜改田、天行寺
17 火	領石、植野、久礼田、植田
18 水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
19 木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原、明見、伊達野
20 金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
21 土	中鳥、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
23 月	下啗内、物部、久枝(開田)
24 火	久枝(開田を除く)、下鳥、前浜
25 水	稲生
26 木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
27 金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
28 土	国分、比江、左右山、北小籠
12/1 火	領石、植野、久礼田、植田
2 水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
11月2日・16日 (第1・3月曜日)	天行寺
11月5日・19日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
11月6日・20日 (第1・3金曜日)	下鳥、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月7日・21日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月12日・26日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大塚団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月13日・27日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西鳥、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾞｽ北)、岩村、下啗内
11月14日・28日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中鳥、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)

平成21年秋季 全国火災予防運動

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

11月9日(月)から15日(日)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

近年の建物火災による死者の約9割は住宅火災によるものです。高齢者層の火災における死者数は、若年層に比べて格段に多く、逃げ遅れによることが原因となっています。住宅火災の発生予防と高齢者などが逃げ遅れることを防ぐため、住宅用火災警報器を設置するなど、一人ひとりが細心の注意を払い、火災の発生を防止しましょう。また、山火事は延焼しやすく消火困難な火災であり、一瞬のうちに貴重な森林を焼失させます。山火事発生の原因は、タバコの投げ捨て、たき火、火入れなどの不始末など人が関与したものがほとんどです。一人ひとりの心がけて山火事を防ぎましょう。

※お問い合わせは、消防本部予防課 (☎863-3511) まで

●住宅防火 いのちを守る7つのポイント● (3つの習慣・4つの対策)

3つの習慣

- ▷寝たばこは絶対やめる。
- ▷ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ▷ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

4つの対策

- ▶逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ▶寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ▶火災を小さいうちに消火するために、住宅用消火器などを設置する。
- ▶高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。



知って得する国民年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を発行

国民年金保険料は、税の申告において納めた全額が社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際には、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。そのため、国民年金保険料を納付された方に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をお送りしますので、年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。

お届け時期は、1月から9月までに納付された方には11月上旬、10月から12月までに今年初めて納付された方には2月上旬となっています。

なお、世帯主がその扶養家族の国民年金保険料を納付した場合などは、納付した方が申告することができます。また、証明書および領収書を紛失された場合は、南国社会保険事務所までご相談ください。

老齢年金受給者の皆さんへ 扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢または退職を支給事由とする老齢年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかりますが、この所得税を計算する際の各種控除を受けるために対象となる年金受給者に対しては、毎年10月下旬に「扶養親族等申告書」が社会保険業務センター(および厚生年金基金・各共済組合)から送付されてきます。この申告書を12月上旬の提出期限までに提出すると、翌年に支払われる年金から、公的年金控除、配偶者控除などの各種控除が適用された上で源泉徴収が行われます。ただし年金以外に収入がある場合は、確定申告が必要です。

なお、年金額が108万円(65歳以上の方は158万円)未満の方には、非課税のため送られません。

※お問い合わせは
市民課年金係 (☎880-6555)
南国社会保険事務所 (☎864-1111)